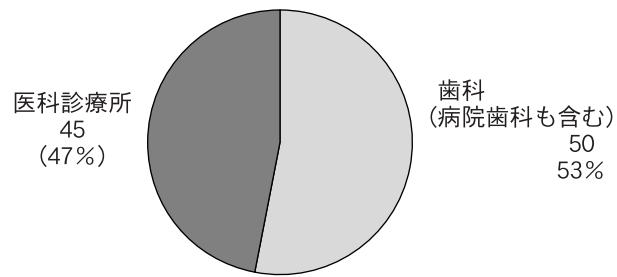


「新規個別指導・個別指導」に関するアンケート集計結果

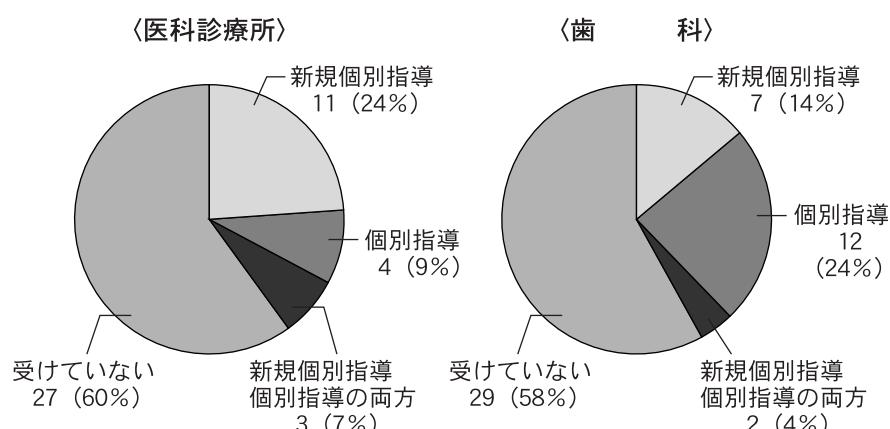
<☆は結果の特徴・考察>

1. 医療機関区分（回答件数）



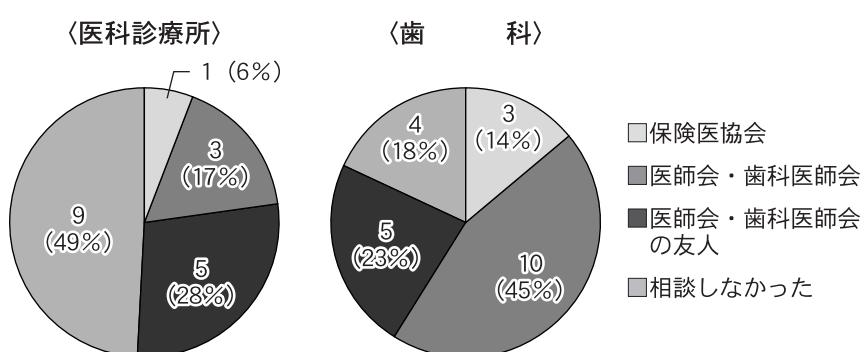
質問2～19までは、過去5年間（2004年度から2008年度で）、新規の個別指導（開業して間もなく行われる指導）、あるいは個別指導を受けられた先生の回答。

2. どちらの指導を受けましたか。



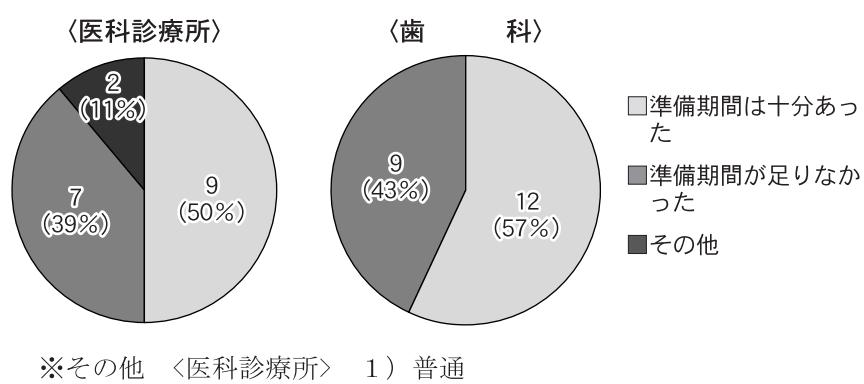
☆ 回答された先生のうち医科では16%の先生が、歯科では28%の先生が過去5年間で個別指導を受けていました。また、医科では3件、歯科は2件の先生が両方受けていました。

3. 新規個別指導・個別指導の通知を受けて誰かに相談しましたか。（複数回答可）



☆ 相談先として多かったのは、医科では「医師会の友人」、歯科では「歯科医師会」でした。また、医科の約半数の先生は、誰にも相談していませんでした。

4. 通知が届いて指導を受けるまでの準備期間は十分ありましたか。

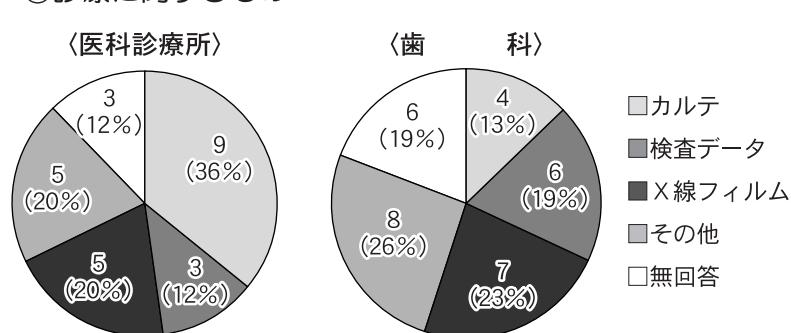


※その他 <医科診療所> 1) 普通
2) レセプト作製期間中であった。

☆ 「準備期間は十分あった」は、双方とも約5割にとどまりました。前日の通知では準備に無理があることが分かります。

5. 持参すべき書類について何が多いと感じましたか。（複数回答可）

① 診療に関するもの

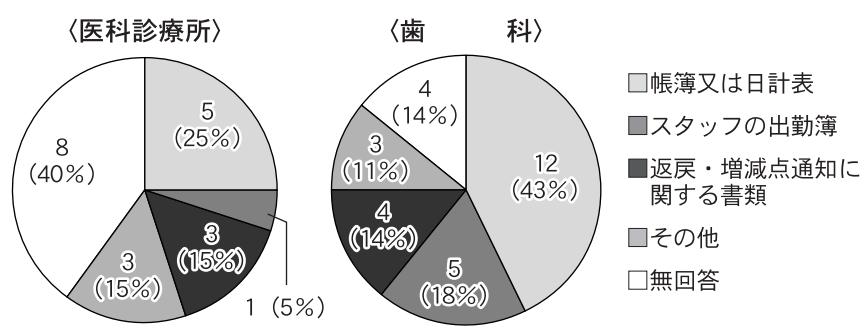


※その他 <医科診療所> 1) 特になし

- 2) 持参するカルテの通知が前日である事
 - 3) 普通
 - 4) 初めてだったので、気にとめなかった
 - 5) X線フィルムのチェックは全く無かった、用意したのに。
- <歯科> 1) 指示書
2) スタディーモデル(4)
3) 模(2)
4) 紙出し

☆ 持参物で最も多いと感じたのが医科ではカルテ、歯科ではX線フィルムでした。指導行政が岩手社会保険事務局から厚生局に移管されたことに伴い、カルテの枚数が新規指導で5人分→10人分、個別指導で10人分→15人分に増えました。今年度は同じ枚数で行われますが、来年度以降は、さらに増える可能性があります。

② 事務書類に関するもの



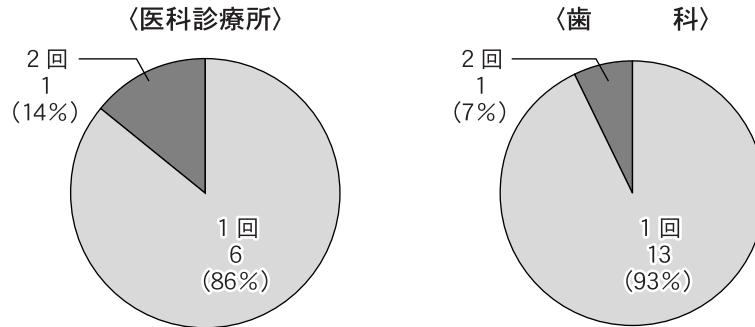
※その他 <医科診療所> 1) 特になし(2)

- 2) 初めてだったので、気にとめなかった。
- <歯科> 1) 特になし
2) ラボへの指示書、納品書
3) 技工指示書、納入伝票。

☆ 事務書類に関するものでは「帳簿又は日計表」が最も多い結果となりました。

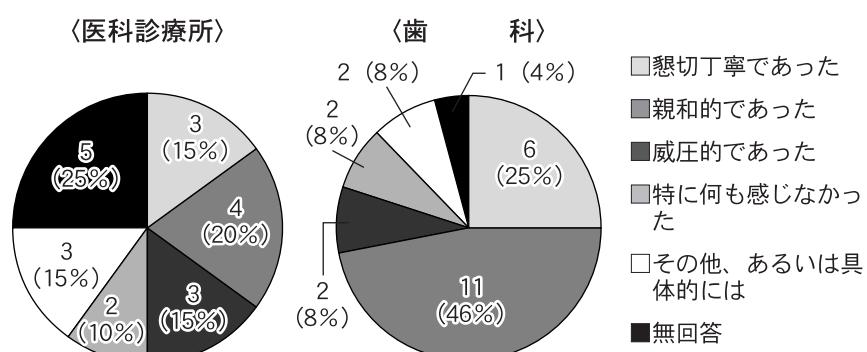
6. 個別指導を受けられた先生へ。

① 過去5年間で個別指導を何回受けましたか。



☆ 過去5年間に於いて多くが1回だけでしたが、医科・歯科とも2回受けた先生がおられました。

10. 指導医療官(医師、歯科医師)の対応はいかがでしたか。(複数回答可)



※その他、あるいは具体的には

〈医科診療所〉 1) 初めてだったので「こんなもんかなあ」という感じで、特に親切とか威圧的とかは感じませんでした。

2) 細かい所を指摘してくる。

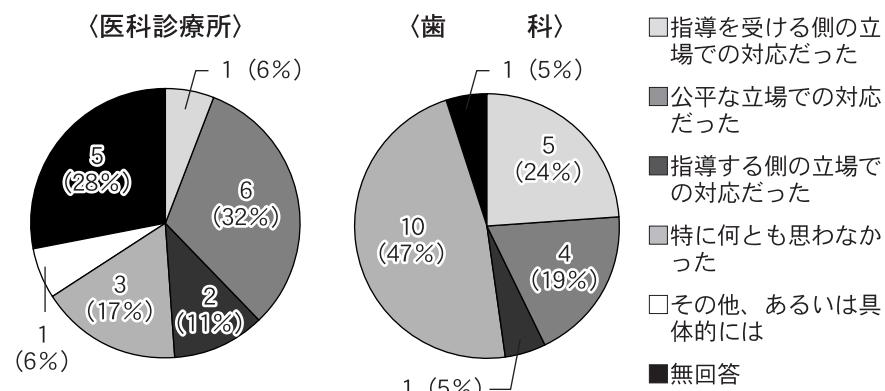
3) 「何様だ」と言う様な態度、対応であった。ビデオやテープに記録して公表すべきである。

〈歯科〉 1) 実質的な指導はほとんど無く、この目的は「個別指導に選ばれたのだから気をつけなさい」という圧力にあると感じた。臨床に精通していない指導医という点に違和感を覚えた。

2) 丁寧であるが、寛容的ではない。

☆ 歯科では「懇切丁寧」「親和的」が合わせて71%だったのに対し、医科は35%でした。「威圧的であった」は医科3件、歯科2件ありました。質問9と同様に、懇切丁寧かつ威圧的ではない対応が求められます。

11. 医師会、歯科医師会(又は支払基金等)の推薦の立会人の対応はいかがでしたか。

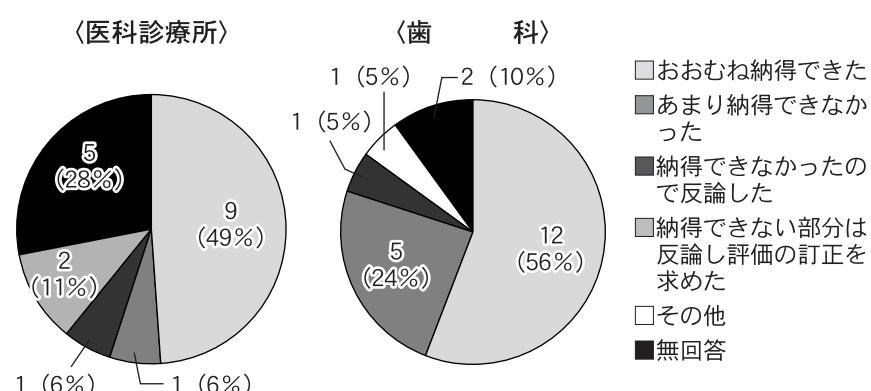


※その他、あるいは具体的には

〈医科診療所〉 1) 指導を受ける側に対して、当局側に完全、完璧に同調、拡大、発展させ、威圧的に指導を行った。

☆ 医科・歯科それぞれ立会人の対応は異なりました。立会人がどのような立場で立会うのかなどの対応については「指導大綱」その他で規定しているものは皆無であり、立会人の裁量に全て委ねられているのが現状です。

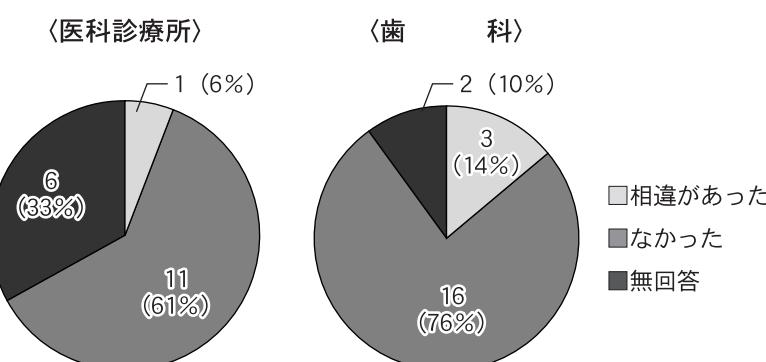
12. 指導の際『講評』は納得のいくものでしたか。



※その他 〈歯科〉 1) 特に何もなかったので、何も感じていません。

☆ 医科・歯科とも約半数が講評をおおむね納得していました。しかし、歯科では24%が納得できなかつたとしましたが、反論できたのはわずか5%にとどまりました。

13. 指導当日の『講評』と結果通知による『指摘事項』の内容に相違点がありましたか。



※相違点の項目・内容について

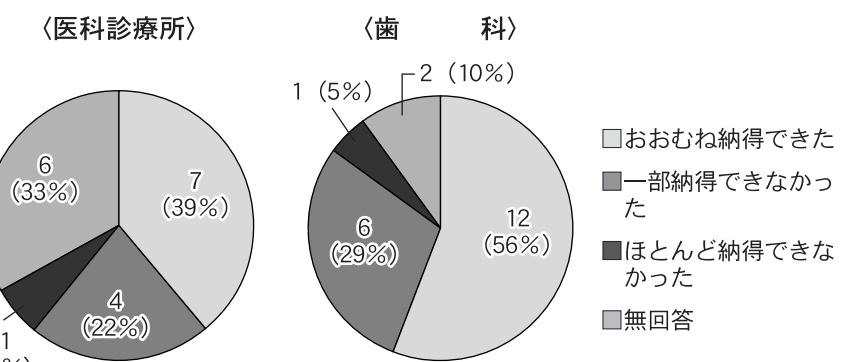
〈医科診療所〉 結果通知はこなかった。

〈歯科〉 1) 病名欄のPの度数のもれを通知では、規則にない独自の病名、略号を使っているという表記になっていた。
2) 項目が増えていた。「講評」が数倍に拡大された文章として届けられた。
3) 1項目が増えている。

☆ 5年前の調査と比べて「相違があった」が、医科では減った一方、歯科は増加しました。

指導当日に指導をしっかり行い、いたずらに結果が異なるようになりますべきです。

14. 結果通知における『指摘事項』は納得できるものでしたか。



※納得できない理由など

〈医科診療所〉 1) 事務局の認可ミスと思われた。

2) 医学常識を無視、当局の恣意的な拡大解釈による、威圧的な指摘である。

〈歯科〉 1) 現場での講評と通知での表現が微妙に違っている。

2) 指導時、反論、訂正したと思われた事が、「指摘事項」では、なぜか記載されていた。

3) 数カ月後には見直され、その項目そのものの請求方法が変わった。

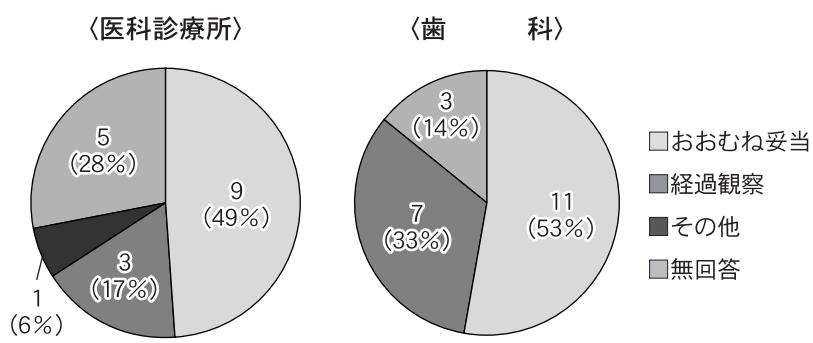
4) 指導後に送られて来た書類(始末書)の枚数が、少し多いと思った。また、書き方、記入方法がわかりにくいくらいがあった。

☆ 多くが「おおむね納得できた」でしたが、歯科・医科とも、「一部納得できなかつた」「ほとんど納得できなかつた」を併せて約3割ありました。

理由記載の歯科2)のように指導時に、訂正された事が一方的に指摘事項に記載されていたのは問題があります。



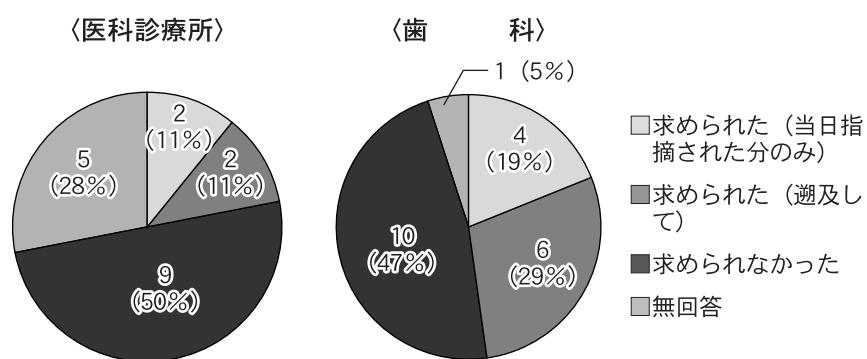
15. 指導の結果について教えてください。



※その他 〈医科診療所〉 通知結果はこなかった。

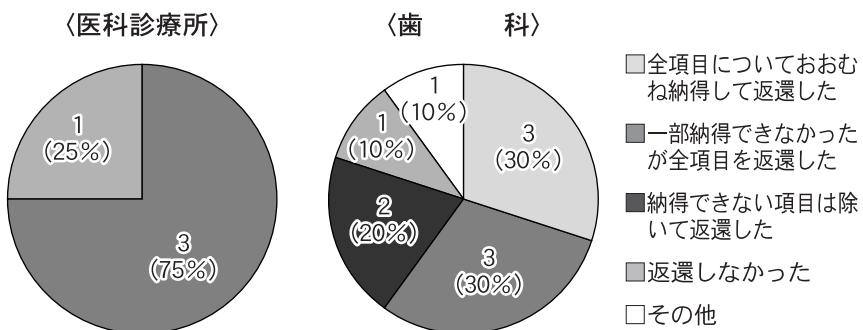
☆ 医科・歯科とも「おおむね妥当」が約半数でした。

16. 自主返還は求められましたか。



☆ 自主返還を求められた先生は、医科22%に対し、歯科では48%に上りました。

17. 自主返還を求められた先生へ。

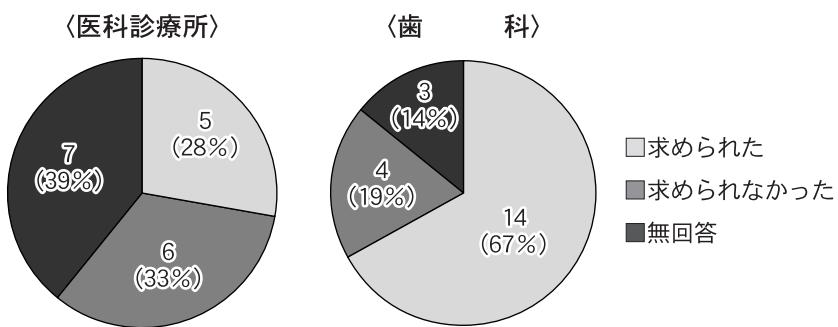


※その他 〈医科診療所〉 大部分の項目について、納得できなかつたが、後難を恐れて返還した。

☆ 「一部納得できなかつたが全項目を返還した」のは医科75%、歯科30%ありました。その理由の一部として、※その他に記載されているようなこともあつたことが考えられます。「返還しなかつた」先生はそれぞれ1人ずつおられました。

『自主返還』する前に、納得のいかない項目については納得がいくまで説明を求めたり、話し合いを行いましょう。

18. 改善報告書の提出について。



☆ 改善報告書の提出を求められなかつた先生は、医科33%に対し、歯科19%でした。

19. 設問18で「求められた」先生へ

	医科診療所	歯科
ア. おおむね納得して提出した	2 (40%)	6 (43%)
イ. 納得できなかつたが提出した	3 (60%)	7 (50%)
ウ. 主張も入れて提出した	0 (0%)	0 (0%)
エ. 提出しなかつた	0 (0%)	0 (0%)
オ. その他	0 (0%)	1 (7%)
カ. 無回答	0 (0%)	0 (0%)
計	5 (100%)	14 (100%)

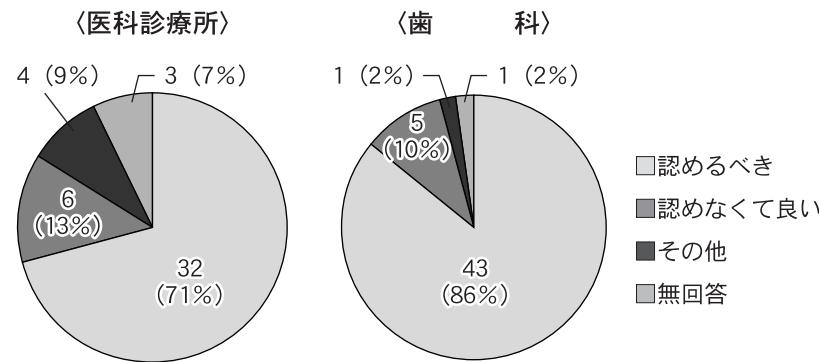
※その他 〈歯科〉 提出するのが義務と思ったので提出した。

☆ 「納得できなかつたが提出した」が「おおむね納得して提出した」を上回りました。

その背景の一部には、設問17のその他記載欄にあるような理由が推測されます。

【以下、すべての先生にお聞きします】

20. 立会人について。指導を受ける先生が希望する立会人を認めるべきですか。



※その他 〈医科診療所〉 1) ICレコーダーの使用

- 2) どうとも言えない
- 3) 状況による
- 4) 本人の希望。

〈歯科〉 1) 状況によるものと考えます。

☆ 医科・歯科ともに多くの先生が、自分の希望する立会人を認めるべきと回答しています。現時点において「指導大綱」では認めておらず、認めさせる取り組みが求められます。

社保学習会のお知らせ

指導と監査について

～指導・監査対策と保険医の人権を守るために～

とき：2009年6月24日(水) 19:00～20:45

ところ：花巻市 生涯学園都市会館（まなび学園）1階 講座室
(花巻市花城町1-47 TEL 0198-23-4234)

講師：岩手県保険医協会事務局

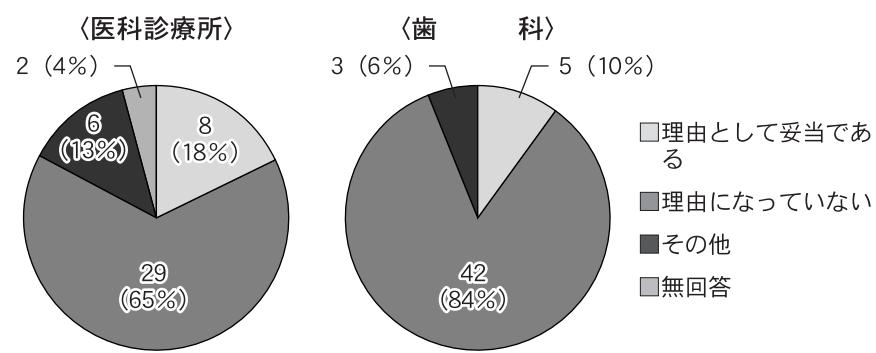
参加費：無料 (会員医療機関の先生、ご家族、スタッフの方々)

学習会の主な内容

- ・指導の根拠、指導の種類
- ・個別指導とは
- ・個別指導対策
- ・監査とは
- ・指導と監査の違い
- ・社会保険事務局から厚生局へ
- ・行政手続法について
- ・指導・監査に関わる訴訟
- ・指導・監査Q&Aなど

参加ご希望の際は、協会事務局 (TEL 019-651-7341) までご連絡ください。

21. 個別指導の選定理由のひとつである「レセプト1枚あたりの高い点数」について、どのように思われますか。



☆ 医科・歯科とも「理由にならない」が過半数でした。特に歯科が高い割合でした。その理由としては、歯科の個別指導の選定理由として圧倒的に多いのが「高点数」であることが考えられます。

22. 問21で「イ.理由にならない」を回答された先生へ。その理由は何ですか。

〈医科診療所〉

- 1) 治療内容はそれぞれ異なるため点数が高くなる事もある。
(14件)
- 2) 医療費抑制が目的と思われるため。
(2件)
- 3) 地域により患者の違いがあり点数が異なるのは当然である。
(2件)
- 4) 正当な診療での高点数であれば、それを指導するのは理由にならない。
(2件)
- 5) レセプトは点数より内容を問題とすべきだ。
(2件)
- 6) 適応、作為等が無ければなにも問題はない。むしろ反論を用意して当たればいい。
- 7) いざれにしても国の医療費抑制策という立場では妥当、止むを得ないとも思われる。
- 8) 医療費削減も含まれていそうであり、必要な医療が出来なくなる。

〈歯 科〉

- 1) 件数が少ないので、1件あたりの点数が高くなるのは当然である。
(10件)
- 2) 高齢者、補綴の比率が多いと平均点も高くなる。
(3件)
- 3) 医療費抑制が目的と思われるため。
(3件)
- 4) 点数のみならず、スタッフ数、実日数、その他、トータルの要素で選択して欲しい。
(3件)
- 5) 高点数するために指導を受ける理由が知りたい。保険請求のために、治療方針を変えるつもりは無い。
- 6) 高点数だけではなくて、返戻・査定が多い等の事項も加えて欲しい。今回の指導に該当する期間内には、返戻・査定は1枚もありませんでした。また、高点数という理由だけで指導して、何ら問題が見られない場合、次回は何年間が指導見送りという様な事があつても良いのではないかでしょうか。
- 7) 患者が少ないので1人に時間をかけ治療、月の来院回数も増える。多くの治療ができる→高点数になるのは当然。この選定理由では、「ズル」をしているといいたいのか!?
「間違って高点数になっている」というのであれば、「間違って低点数になっている」先生もいるのでは?
- 8) 点数が高いという事だけで選定理由にはならないと思いますが、内容の確認という意味で、指導される事はしょうがないではないでしょうか。
- 9) 萎縮診療になる。我々歯科医師側も、療担規則遵守をきちんとしなければならないのは当然だが
- 10) 弱いものいじめにしか思えません。

23. 保険医に対する指導について、どのように指導がなされるべきだと思いますか。(指導のあり方について)

〈医科診療所〉

- 1) 丁寧かつ教育的な指導を。
(4件)
- 2) 開業医の立場(目線)に立った指導を。
(3件)
- 3) 今後の改善につながる指導を。
(2件)
- 4) 診療内容、医療行為に対して敬意をもって対応されるべき。
- 5) あらさがしが、主目的の指導は不要。
- 6) 私自身では、指導で疑問に思った事はない。
- 7) 閉鎖的威圧的な指導でなく、開かれた指導を。
- 8) 意見の交換という立場で行うべきである。
- 9) ここ数年の指導は、あまりに細かすぎ。
- 10) 高圧的、高飛車な指導は決して指導とはいはず、許されるべきものではないと思います。
- 11) 個別指導は医師にとって、大きなストレスです。はじめは、集団指導や紙による指摘でなされる方がよいと思います。また、1つの病院を何度も個別指導するのではなく、公平に順番にするべきだと思います。本当に個別指導は、医師にとって大きなストレスです。自殺した先生の気持ちもわかります。
- 12) 指導の場は、裁判の場ではない。もし裁判の場であったとしても、される側の人権や人間性を尊重し、十分に反論も聽くべきである。更には、立会人たる医師会側のDr.が当局に迎合、同調すべき言動をとるとは…。この民主主義国日本で、まだ、こんな事が行われているとは…。このような事が行われないためにも、記録テープを取るとか、される側の弁護人(弁護士、知り合いのDr.ほか第三者)の参加を可能にすべきである。勘違い指導、勘違い立会人(医師会)は、即刻止めるべきと考える。今後は法律的にも、指摘されることとなろう。

〈歯 科〉

- 1) まずは集団指導で。正当な反論もなく、改善もみられない場合に指導すればよい。
(3件)
- 2) 決して犯罪人扱いをして欲しくない。
(3件)
- 3) 高点数の指導は納得がいかない。
(2件)
- 4) 請求間違いの多い人、ルールを十分理解していない人を中心に行うべき。
(2件)
- 5) 保険医ならば、皆が公平に指導を受けるべきだと思います。レセプト枚数の多い先生の方が、指導対象になった方が良いのではないかでしょうか? (特にカルテ内容の充実という点)。レセプトの枚数が少なければ、患者を呼ぶ回数が(診療上可能な範囲で)増えるわけですから、高点数になるのは、あたりまえだと思います。公平性を考えれば、選考の対象となるレセプトの月を、年度ごとに変えるべきだと思います。
- 6) 集団にあたり、2年後に個別に当たるケースが多いようだが、それは変だと思う。萎縮診療をしろと遠回りに言っているようだ。各医療機関によって、違いがあると思うし、その辺を理解した上で行ってもらいたい。また、当たる所(たびたび)と、ほとんど当たらない所があるという話を聞いた事がある。
- 7) 時代に適合した社保のルールであるならばよいが、そうでないものも見られるので、ルールの見直しを図るべきではないでしょうか。
- 8) 治療の内容、質がどれほどのものなのか、差はあるものなのか、1点何円と評価され、指導する者が同じ歯科医であり、同じ志を持つものが指導することが本来、間違っているものだと思われる。相互の向上を本来の目的とすべきではないかと思われる。歯科医師会の歯科医も本来どの立場に属しているのか解っていない者も、立会人となっている事も再考すべきだと考えている。
- 9) 国民の健康を安いコストで守っている努力を認めるように。

☆ 頂いたご意見につきましては全てに目を通させて頂きましたが、ご意見欄の掲載は紙幅の関係上、一部のみとさせて頂きました。貴重なご意見ですので、今後の取り組みに反映させて頂きます。

今回のアンケート結果に対するご意見・ご要望がございましたら、協会事務局までご連絡をお願いします。

